

消防庁第40号
令和元年10月8日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁応急対策室長
(公印省略)

台風第19号の接近に伴う被害状況等の報告について

平素より、消防防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

災害発生時における被害状況の報告に関しては、令和元年9月30日付け消防庁第39号において、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、速やかな報告に努めていただきますようお願いしたところですが、昨今の台風や大雨災害発生時において、甚大な被害により被災市町村における被害状況の把握が遅れた事例や通信障害の発生により被災市町村から都道府県への被害状況の報告が滞る事例が多数発生したことを踏まえ、被災市町村が被害状況の把握又は報告に困難を来すような状況に至った際には、都道府県から情報収集のための職員を派遣するなど、都道府県自らが積極的な情報収集に努めていただきますよう、お願いいたします。

また、災害による被害の規模やその状況を迅速に把握する観点から、台風第19号の接近により、都道府県・市町村・消防本部間の通信が途絶した場合や119番通報が不通状態となった場合のほか、各都道府県内の消防本部における119番通報の入電状況が通常と比較して相当程度多い状態（取り切れない状態・通常の〇倍程度の状態等）に至った場合には、直ちにその旨を当庁に対しご報告いただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問合せ先)

消防庁応急対策室

高橋・濱田・高木・中尾

電話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537